

## 「特定母樹」配布の流れ

### 1. はじめに

林木育種センター・育種場(以下「センター」という。)は、都道府県等に採種園、採穂園に植栽するための品種改良されたスギ、ヒノキ等の種苗(原種)を配布しています。

今般の「森林の間伐等の促進に関する特別措置法」の改正により、都道府県のほか民間業者にも成長等に優れ、農林水産大臣が指定する「特定母樹」を配布することとなりました。センターは、センターが開発したエリートツリーや少花粉品種を「特定母樹」に申請し、指定を受けています。法改正によるセンターが行う「特定母樹」の原種の配布の流れのポイントを説明します。

### 2. 都道府県が要望する「特定母樹」の配布

都道府県が自らの採種園、採穂園造成のため要望する「特定母樹」の配布の流れについては、これまでの原種配布の手続きと大きく変わりません。

都道府県においては、毎年11～12月頃、センターに提出していただいた「翌年度以降5ヶ年間の種苗配布要望計画」(以下「5ヶ年計画」という。)に要望する「特定母樹」を盛り込み提出いただくこととなります。ただし、育種基本区内で、その品種の要望が生産見込数より多い場合は、本数等の調整を行います。

### 3. 民間事業者が要望する「特定母樹」の配布

今回の法改正で、「特定母樹」で構成する採種園、採穂園を整備するため、都道府県のほか、民間の活力を導入すべく、「特定増殖事業計画」を作成し、都道府県に認定された民間事業者(認定特定増殖事業者)に対し、センターが「特定母樹」を配布することとなりました。

都道府県は、民間から特定増殖事業計画を募集するに当たり、まず、自らの都道府県内の山づくりについて、「特定母樹」で構成する採種園、

採穂園の規模や、そのうちの都道府県と民間活力の配分などを定めた「基本方針」を作成し公表することとなっています。

「認定特定増殖事業者」の採種園、採穂園造成に必要な「特定母樹」本数等は、都道府県の山づくりに密接に関係していることから、「特定増殖事業者」が要望する「特定母樹」の本数等も都道府県が5ヶ年間計画に盛り込んで、「特定増殖事業者」の要望分の本数等調整も行っていただく考えです。

このとき、注意していただきたいことがあります。「特定増殖事業計画」の認定は随時と聞いていますが、他の原種と同様に「特定母樹」のセンターへの要望の機会は5ヶ年計画での年1回とさせていただいています。要望本数等を調整しないまま、「特定増殖事業計画」を認定すると、本数等調整の結果、同計画の変更も懸念されるので、都道府県におかれては、本数等調整の結果を同計画に反映されますようお願いいたします。

### 4. 生産本数確定以降

要望本数等の調整が終わるとセンターは「特定母樹」の生産を開始します。そして、必要な育苗期間を経て、配布の目処が立った頃、配布要望を提出した都道府県や「認定特定増殖事業者」から配布種苗の申請をいただき、配布となります。

詳しい配布手続きについては、センターの内部規定に基づき行うこととなります。ご不明な点はお問い合わせください。

(育種部 指導課 高屋敷元木)